

大切な人の命を守るために

… 3月は自殺対策強化月間です …

ある日突然、大切な人が命を絶ってしまったり…。自殺で失われる命の多くは「救うことのできる命」だと言われています。大切な人の命を守るために、私たちは、どのようなことができるのか自殺対策強化月間を機会に考えてみませんか。



現状は…

平成28年、全国で21,897人が自ら命を絶しました。同じ年、交通事故で亡くなった人は3,904人で、自殺で亡くなった人は5.6倍にもなります。自殺者数は、国全体の取組みにより、少しずつ成果が現れてきており、平成15年の34,427人をピークに減少していますが、依然として、毎日約60人もの命が失われるという厳しい現状があります。また、若年層は他の世代と比較し自殺者の減少率が小さく、自殺は15～39歳の死因の第1位となっています。

自殺の背景には、病気や障がいなどの健康問題、失業や倒産、多重債務、長時間労働などの社会的・経済的問題、また、職場や学校での人間関係、さらには、子育てや介護といった家庭問題など様々な要因があります。しかも、これらは、一つではなく、いくつかの要因が複雑に絡み合っただけでなく、「追い込まれた末の死」と言えます。

自殺を「自ら選んだ死」ととらえ個人の問題であるという考え方もありますが、自殺は、決して「個人の自由な意思や選択の結果」ではありません。社会全体として「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して取り組むべき問題です。

わたしたちにできること

自殺を考える人の心理的特徴として、思い悩む日々が続く心の負担が大きくなり、気持ちに余裕がなくなることが挙げられます。その結果、考え方が極端になってしまい、自殺することが唯一の解決策だと思ってしまうのです。

しかし本当は、「死にたい」と考えている人も「生きたい」という本心との間で激しく揺れ動いており、自殺に至る前に何らかの「サイン」を発していることが多いのです。

「普段と何か違う気がする」と感じる小さな変化がサインです。食事が減った、ため息が目立つ、口数が少ないなど、いつもとは違う様子があった時は、「どうしたの?」「よく眠れている?」など、勇気を出して声をかけましょう。「死にたい」気持ちを聴くことは、話を聴く側にとっても辛いことですが、相手の心に寄り添いながら丁寧に話を聴くことで、生きる意欲につながり、自殺に対する衝動が和らぐこともあります。

しかし、じっくり話を聴き、一緒に悩んでも、自分だけでは解決できないと思った時には、専門の相談窓口を紹介するなど、必要な支援につなげ、その後もあたたかく見守りましょう。

相談先 神奈川県精神保健福祉センター
こころの電話相談 ☎0120-821-606
照会先 さくら館 ☎85-0800

誰でも「命の門番に」

悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人を「ゲートキーパー(命の門番)」といいます。ゲートキーパーとして大切なことは、「気付き」「傾聴」「つなぎ」「見守り」の4つです。そのため、専門家以外にも、民生委員やボランティアなど地域の人、そして家族や友人、誰もがゲートキーパーとして支援者になることができます。

大切な人の命を守るために自ら行動する人が、ゲートキーパーなのです。

ゲートキーパー養成講座

日時 3月19日(月) 14時～15時30分
場所 役場本庁舎 4階会議室
申込 さくら館

1人で悩まないで

もし今、「死にたい。」と考えている人がいたら、自分一人で悩みを抱えず、家族や友人、身近な人を頼ってみてください。話しづらいつらいつら感じたら、県などの相談窓口も利用できます。

あなたの話を聴き、寄り添ってくれる人は、必ず身近にいます。



3月25日・4月7日臨時窓口開庁 住民異動などの手続き ができます！

日時 3月25日(日)・4月7日(土) 8時30分～17時15分
※マイナンバーカードの交付は9時～16時
場所 役場本庁舎2階総務防災課
取扱事務
◎転入・転出などの住民異動届、証明書などの発行
◎マイナンバーカードの交付
◎印鑑登録、証明書の発行
◎戸籍証明書の発行
◎照会先 総務防災課(町民係) ☎85-7160

照会先
◎湯本・湯本茶屋・須雲川・畑宿・塔之澤・大平台・宮ノ下・底倉・小涌谷・木賀・(字木賀・新田・川向を除く)・二ノ平・若之湯・箱根・元箱根(字旧札場・三右工門平・禅月山・神宮山を除く)
上下水道温泉課(水道業務係) ☎85-9569

場所 郷土資料館 学習室
登録要件 町内在住・在勤の方で、10人以上の団体
照会先 教育委員会生涯学習課 ☎85-7601

箱根路森林浴ウォーク 2018

緑の息吹を感じながら、初夏の箱根を歩きましょう。
日時 5月20日(日)(小雨決行)
・集合 8時
・スタート 9時
スタート・ゴール会場 星槎レイクアリーナ箱根
コース
◎芦ノ湖一周コース(22km)
星槎レイクアリーナ箱根～芦ノ湖西岸～箱根関所～元箱根～箱根園～星槎レイクアリーナ箱根
※今回は、芦ノ湖一周コースのみとなります。
対象 健康で大会の決まりおよびウォークマナーを守れる方(小学生以下は保護者の同伴が必要です)
参加費 1,000円(中学生以下は無料。参加費にはガイドブック、記念品、傷害保険料などを含む)
申込方法 パンフレットに付属の払込取扱票により、4月20日(金)までに、最寄りの郵便局で参加

学校等施設夜間開放利用
打ち合わせ会の開催
平成30年度の学校・地域スポーツ施設(旧学校施設)の体育館定期利用および4月分の夜間照明運動場の利用調整に係る打ち合わせを開催します。
現在利用している団体や、4月以降の利用を考えている団体は、必ず出席してください。
日時 3月1日(木)19時

町民交通傷害保険の加入
受け付けが始まります
平成30年度の町民交通傷害保険の加入申し込みを、3月1日から総務防災課町民係および出張所で受け付けます。
万一の交通事故に備え、家族みんなで加入しましょう。
対象者 町内在住の方および町内に通勤・通学している方



加入期間 平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)(中途加入可)
保険料(年額) 1口480円(中途加入の場合は、月割額1口40円)
※1人2口まで加入できます。
※保険料は、過去の事故の支払状況などにより、毎年見直しを行っています。(平成29年度は360円)
保険の対象 国内での車両(電車・自動車・二輪車・自転車など)の衝突および横転事故、または歩行中の車両との接触事故の場合、保険金が支払われます。ただし、航空機・船舶などによる事故は支払いの対象外です。
支払われる保険金(加入口数1口につき)
◎死亡または事故による後遺障害認定を受けた場合 100万円
◎けがにより1日以上通院・入院した場合 5,000円～12万円
※治療期間によって金額は変わります。
その他 この保険は、他の保険(健康・労災・生命・傷害・自動車保険)など関係なく、保険金が支払われます。
照会先 総務防災課(町民係) ☎85-7160

引っ越しの際は、水道の手続きをお願いします
引っ越しなどに伴い、水道の使用を開始または中止する場合は、引っ越しの一週間ほど前までを目安に連絡してください。
※引っ越し間近の連絡では、対応できない場合があります。

平成30年度の学校・地域スポーツ施設(旧学校施設)の体育館定期利用および4月分の夜間照明運動場の利用調整に係る打ち合わせを開催します。
現在利用している団体や、4月以降の利用を考えている団体は、必ず出席してください。
日時 3月1日(木)19時

平成30年度の町民交通傷害保険の加入申し込みを、3月1日から総務防災課町民係および出張所で受け付けます。
万一の交通事故に備え、家族みんなで加入しましょう。
対象者 町内在住の方および町内に通勤・通学している方

平成30年度の町民交通傷害保険の加入申し込みを、3月1日から総務防災課町民係および出張所で受け付けます。
万一の交通事故に備え、家族みんなで加入しましょう。
対象者 町内在住の方および町内に通勤・通学している方

平成30年度の町民交通傷害保険の加入申し込みを、3月1日から総務防災課町民係および出張所で受け付けます。
万一の交通事故に備え、家族みんなで加入しましょう。
対象者 町内在住の方および町内に通勤・通学している方